

○ 総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前						
(業務の停止等の報告) 第五十七条 「略」 2 法第二十八条第二項の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生したことを知つた後、速やかにその発生日時及び場所、概要、原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。 <table><tr><th>報告の事由</th><th>様式</th><th>報告期限</th></tr><tr><td>第五十八条の二に規定する重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態</td><td>様式第五十の四</td><td>その重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態が発生したことを知つた日から三十日以内</td></tr></table> (報告を要する重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態) 第五十八条の二 法第二十八条第二項の総務省令で定める事態(同条第一項第二号へに掲げる事故が生ずるおそれがあると認められるものに限る。)は、次のとおりとする(前条第二項に規定する重大な事故に該当するものを除く。) 一 次のいずれにも該当する事態 イ 事業用電気通信設備(前年度末において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する電気通信事業者が設置したものに限る。)に係るもの ロ 二以上の都道府県の区域にわたつて提供される電気通信役務に係る電気通信設備に係るもの ハ 端末設備又は端末系伝送路設備以外の電気通信設備に係るもの 二 次に掲げる機能のいずれかを有する電気通信設備に係るもの (1) 伝送機能 (2) 交換機能 (3) 電気通信設備の制御機能(仮想化した機能を制御するための機能を含む。) (4) 電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能 (5) 通信の接続又は認証に係る加入者管理機能 ホ 次のいずれかに該当するもの (1) 電気通信設備の機能に支障を生じ、当該設備の運用を停止しようとしたにもかかわらず当該設備の運用を停止することができなかつた事態 (2) 電気通信設備の故障等の発生時に、そのことを速やかに寛知できず、当該設備の機能を代替することとなつていた予備の電気通信設備(当該予備の電気通信設備の機能を代替することとなつていた予備の電気通信設備を含む。)へ速やかに切り替えることができなかった事態	報告の事由	様式	報告期限	第五十八条の二に規定する重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態	様式第五十の四	その重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態が発生したことを知つた日から三十日以内	(業務の停止等の報告) 第五十七条 「同上」 〔新設〕 〔新設〕
報告の事由	様式	報告期限					
第五十八条の二に規定する重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態	様式第五十の四	その重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態が発生したことを知つた日から三十日以内					

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名
等を記載すること。）

発生年月日及び時刻	
発生場所	
当該事態の全体概要	
当該事態の原因となつた電気通信設備の概要	
措置模様（対応状況）	
発生原因	
再発防止策	

注 1 「発生場所」の欄は、当該事態の原因となつた電気通信設備の設置場所（住所・建物名等）を記載すること。

2 「当該事態の原因となつた電気通信設備の概要」の欄は、当該電気通信設備の名称等を記載し、ネットワーク構成図等を添付すること。

3 「発生原因」の欄は、当該事態が発生した設備の管理工程（設計、工事、維持・運用）についても記載すること。

4 「再発防止策」の欄は、第五十八条の二第二号に掲げる事態のうち自然災害等の外部要因に起因する事態が発生した場合には、記載を要しない。

5 他の事業者等への公開により権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、非公開を希望する内容を含む場合には、該当項目又は該当箇所にその旨を追記すること。他の事業者等に公開しても特段の支障がない内容の範囲が明確になるようにすること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

備考 表 1 の [] の記載及び対象規定の [] 欄を省略した場合は、省略部分を除く全体にわたる省略は注記である。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
(事故発生状況の報告) 第七条の三 電気通信事業者は、次の各号に該当する事故（電気通信事業法施行規則第五十八条第二項各号に掲げる事故を除く。）が発生した場合は、様式第二十七により、毎四半期経過後二月以内に、その発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出することができる。 〔一・二 略〕 〔削る〕 〔 2 略〕 様式第27（第7条の3関係） 〔略〕 〔表略〕 〔注1～3 略〕 〔削る〕 <u>4～10</u> 〔略〕 <u>11</u> 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）<u>第58条第2項第1号</u>の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。 <u>12</u> 〔略〕 <u>13</u> 〔略〕	(事故発生状況の報告) 第七条の三 電気通信事業者は、次の各号に該当する事故が発生した場合は、様式第二十七により、毎四半期経過後二月以内に、その発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出することができる。 〔一・二 同上〕 <u>三</u> 電気通信設備に関する情報であつて、電気通信役務の提供に支障を及ぼすおそれのある情報が漏えいした事故 〔 2 同上〕 様式第27（第7条の3関係） 〔同左〕 〔表同左〕 〔注1～3 同左〕 <u>4</u> 「復旧年月日及び時刻」の欄は、第7条の3第1項第3号に該当する事故については記載を要しない。 <u>5～11</u> 〔同左〕 <u>12</u> 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）<u>第五十八条第一号</u>の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。 <u>13</u> 〔同左〕 <u>14</u> 〔同左〕
備考 表中の「 〔 〕」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。